

日立市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日立市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月17日提出

日立市議会議会運営委員会
委員長 飛田謙一

(提案説明)

日立市議会議員の定数の減少に伴い、常任委員会の委員の定数を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市議会委員会条例の一部を改正する条例

日立市議会委員会条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「10人」を「8人」に改め、同項第2号及び第3号中「9人」を「8人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年5月1日から施行する。

参 考

新 旧 対 照

改正後	改正前
<p>(常任委員会の所属、常任委員会の名称、所管及び委員定数)</p> <p>第2条 議員は、それぞれ1の常任委員となるものとする。ただし、議長は、議会の議決により常任委員を辞退することができる。</p> <p>2 一略一</p> <p>3 各委員会の常任委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務産業委員会 <u>8人</u></p> <p>(2) 教育福祉委員会 <u>8人</u></p> <p>(3) 環境建設委員会 <u>8人</u></p>	<p>(常任委員会の所属、常任委員会の名称、所管及び委員定数)</p> <p>第2条 議員は、それぞれ1の常任委員となるものとする。ただし、議長は、議会の議決により常任委員を辞退することができる。</p> <p>2 一略一</p> <p>3 各委員会の常任委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務産業委員会 <u>10人</u></p> <p>(2) 教育福祉委員会 <u>9人</u></p> <p>(3) 環境建設委員会 <u>9人</u></p>